

年企発0511第2号
平成28年5月11日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
（公印省略）

平成28年熊本地震に伴う国民年金基金の掛金等の納期限の延長等に係る
事務処理に関する指導について

平成28年熊本地震に係る国民年金基金の事務処理については「平成28年熊本地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について」（平成28年4月22日付年企発0422第1号）により通知しているところであるが、国民年金基金の掛金等の納付期限の延長については、国民年金法（昭和34年法律第141号）第134条の2第1項において準用する同法第95条によりその例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条及び国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第3条第1項の規定に基づき、納期限の延長ができることとされている。

今般「熊本県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成28年厚生労働省告示第213号。別添1参照。）により、厚生年金保険の保険料等の納期限が延長されることとなったところであり、厚生年金保険の保険料と同様に取り扱うことが望ましいので、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導に特段の御配慮を賜りたい。

1 掛金等の納期限の延長について

掛金等の納期限の延長の地域、延長後の納期限、納期限の延長の対象となる掛金等については国民年金基金の公示により定めることになるが、その地域等については、以下のとおりとすること。

(1) 納期限の延長の対象となる地域について

掛金等の納期限の延長の対象となる地域については、熊本県とすること。

(2) 延長後の納期限について

延長後の納期限については、災害のやんだ日から2月以内の日が厚生年金保険の延長後の納期限として厚生労働省告示で定められた後に、別途、当職から連絡するものであること。

(3) 納期限の延長の対象となる掛金等について

納期限の延長の対象となる掛金等については、災害が発生した日（平成28年4月14日）

から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等を対象とすること。

(4) 納期限の延長の周知について

納期限の延長措置を講じた場合は、当該掛金等の納期限が延長された旨のお知らせを加入員等に送付するなど、周知が図られるよう徹底されたいこと。

2 掛金等の納付猶予について

- (1) 国民年金法第134条の2第1項において準用する同法第95条によりその例によることとされる国税通則法第46条第1項の規定に基づき、熊本県に住所がない加入員等であっても災害により加入員等がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日（平成28年4月14日）以降に納期限が到来する掛金等について、加入員等の申請に基づき掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。
- (2) 延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、加入員等の申請に基づき、その掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。
- (3) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発0324第4号。別添2参照。）を参考にされたいこと。